

「農林業の知と技の拠点」形成に係る外部検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業大学校と農業試験場等を統合した「農林業の知と技の拠点」の形成に向けて、そのあるべき方向性ととりまとめた「山口県『農林業の知と技の拠点』形成基本計画」(以下「基本計画」という。)に関する事項を協議するため、「農林業の知と技の拠点」形成に係る外部検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること
- (2) その他「農林業の知と技の拠点」形成に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、農林水産部長が任命する。

- (1) 農林業の関係団体及び生産団体の役員又は職員
- (2) 学識経験者その他農林水産部長が適当であると認める者

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、基本計画が策定される日までとする。

(会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(分科会)

第7条 委員会は、必要に応じて、分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第6条の規定は、分科会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農林水産部農林水産政策課企画調整班において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。